

東新潟火力発電所 1・2 号機リプレース計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2024 年 7 月

東北電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間及び縦覧時間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及びこれを要約した書類を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

2024年5月15日(水)

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告

2024年5月15日(水)付の新潟日報（朝刊23面）に「公告」を掲載した。

(別紙1参照)

②お知らせの掲載

上記の公告に加え、次の広報誌及びウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

(別紙2参照)

- ・聖籠町広報誌（広報せいろう 2024年5月お知らせ号）
- ・新発田市広報誌（広報しばた 2024年5月15日号）
- ・新潟県及び新潟市のウェブサイトから当社ウェブサイトにリンクすることにより自治体ウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。（別紙3(1), (2)参照）
- ・当社ウェブサイトに2024年5月15日(水)より掲載。（別紙4(1), (2)参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所及び当社事業所3箇所の計6箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：聖籠町役場（1階 供覧場所、聖籠町大字諏訪山1635番地4）

新潟市北区役所（1階 区民生活課、新潟市北区東栄町一丁目1番14号）

新発田市役所（1階 環境衛生課、新発田市中央町三丁目3番3号）

当社事業所：東新潟火力発電所（守衛所、聖籠町東港一丁目1番地155号）

新潟支店（1階 供覧場所、新潟市中央区上大川前通五番町84番地）

新発田営業所（1階 供覧場所、新発田市新栄町三丁目1番34号）

(4) 縦覧期間及び縦覧時間

①自治体庁舎

2024年5月15日(水)～2024年6月14日(金)

(土曜日、日曜日を除く午前9時～午後5時まで。

ただし、聖籠町役場は午前8時30分～午後5時15分までとした。)

②当社事業所

2024年5月15日(水)～2024年6月28日(金)

(土曜日、日曜日を除く午前9時～午後5時まで。

ただし、新発田営業所は午前9時～午後4時までとした。)

当社事業所による公表は、縦覧期間(2024年5月15日(水)～2024年6月14日(金))に加え、意見書の提出期間(2024年6月28日(金))まで行った。

③インターネットの利用による公表

2024年5月15日(水)～2024年6月28日(金)

当社ウェブサイトの利用による公表は、縦覧期間(2024年5月15日(水)～2024年6月14日(金))に加え、意見書の提出期間(2024年6月28日(金))までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

①総数

77名〔77部〕

(内訳) 聖籠町役場

9名〔9部〕

新潟市北区役所

0名〔0部〕

新発田市役所

7名〔7部〕

東新潟火力発電所

37名〔37部〕

新潟支店

16名〔16部〕

新発田営業所

8名〔8部〕

※当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書のあらまし」の持帰り部数

②方法書及び要約書を公表した当社ウェブサイトへのアクセス数

2,022件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。なお、説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
2024年5月23日(木) 18:30～19:05	聖籠町公民館小ホール (聖籠町諏訪山1280番地)	15名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2024年5月15日(水)～2024年6月28日(金)

(郵送の受付は、2024年6月28日(金)の消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

①当社への郵送による書面の提出（別紙5参照）

②縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通、意見の総数は9件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は9件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文どおり記載した。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	緑を無くし、CO ₂ を排出するのでしょうか？公園は残す方向で再考できませんか？ (新潟県内)	本リプレース計画によって、当社が設置・運営するはまなす公園を改変することになりますが、新たな公園を整備できるか検討を進め、その結果については準備書にてお示します。
2	LNG火力発電所の建設に反対。老朽化した火力はリプレースではなく退出の対象とすべき。 世界気象機関によると2023年の世界の平均気温は観測史上最高となり、世界中で異常気象による災害が拡大しました。日本でも年平均気温および日本近海の平均海面水温がいすれも観測史上最高となり、記録的な大雨や熱中症などの被害が深刻化しています。国連のグテーレス事務総長は深刻化する状況を「地球沸騰化」と表現し、地球温暖化を1.5℃以内に抑えるための行動の加速を訴えました。COP28では、2030年までのエネルギー効率2倍と、再生可能エネルギー3倍が世界の目標として合意され、化石燃料からのエネルギー転換の重要性が強調されました。 本計画は6号機が2031年3月に、7号機が2036年3月に運転開始が予定されています。高効率コンバインドサイクル発電設備へのリプレースによって二酸化炭素排出を従来型に比べ3割程度削減できるとの見込みが示されていますが、LNG火力である以上、それでも膨大な量の二酸化炭素を排出します。また、LNG火力の排出係数は、ガスコンバインドサイクルが0.32～0.36kg-CO ₂ /kWh程度とされており、これは国際エネルギー機関(IEA)が2021年5月に「Net Zero by 2050」で示した1.5℃シナリオで求められている2030年の排出係数0.138kg-CO ₂ /kWhと比べ約2.5倍にもなり、1.5℃目標に整合しないことは明らかです。 配慮書への経済産業大臣意見では、「本事業に係わる二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制や休廃止などを計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること」と述べられています。新たなガス火力発電施設へのリプレースを行わずに1・2号機を廃止し、より大幅な二酸化炭素排出量削減が可能となる太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの拡大を選択肢として検討すべきです。 (次項に続く)	太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーは天候などの影響により発電量が安定しないデメリットがあるため、安定的に電力供給を行うためには、一定程度の火力電源による需給調整機能の確保が必要です。 2023年度より開始された長期脱炭素電源オーケーション制度においても、将来的に脱炭素燃料に転換するLNG専焼火力が募集対象とされております。これは、今後予想される老朽火力の廃止により、短期での供給力や電力系統の調整力が不足し、安定供給に支障を来たすことが予想されることから、比較的早期の運転開始が見込まれ、かつ二酸化炭素排出量が少ないLNG火力の新設によって将来に亘り安定的な供給力や再生可能エネルギー導入に必要な調整力を確保することを期待するものです。 本事業は、経年化が進展した従来型火力発電設備である1,2号機について、既存インフラを有効活用して、高効率の最新鋭ガスコンバインド火力発電設備にリプレースするものであり、本リプレースにより、発電効率向上による二酸化炭素排出量の削減や、当社のカーボンニュートラルに向けたアプローチの柱の一つである「火力電源の脱炭素化」を実現するための電源としての活用を見込むものです。 リプレース後の6,7号機については、ガス火力として運転開始後、カーボンニュートラル燃料(水素もしくはアンモニア)を混焼・専焼可能な発電設備に改造することを見据え、プラントメーカーの技術開発状況や当社新潟火力発電所における水素混焼の実証等の結果を踏まえながら調査・検討を進めていくこととしております。 今後も引き続き、「カーボンニュートラルチャレンジ2050」の下、取り組みの柱として掲げる「再生可能エネルギーと原子力発電の最大限活用」、「火力電源の脱炭素化」、「電化とスマート社会実現」における具体的取り組みの推進により、我が国としての二酸化炭素排出量の削減に貢献してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>環境影響評価配慮書に関する意見募集で提出した、複数の燃料種や1・2号機の廃止の検討を求める意見に対し、今回の方針では「既に天然ガスの供給インフラが整っているため、燃料種については天然ガスの単一案とした」との回答が掲載されました。既存インフラの活用を短期的な経営戦略として合理性があるように主張し、将来的にカーボンニュートラル燃料への移行を目指すとしていますが、化石燃料からの脱却が急務とされている状況における気候変動対策としては不十分です。</p> <p>IPCC 第6次評価報告書第3作業部会報告書は、既存の化石燃料インフラが今後その耐用期間中に排出する累積の二酸化炭素総排出量を 6600 億トンと予測しています(計画されている化石燃料インフラからの累積総排出量を加えると 8500 億トン)。これは、同報告書で地球温暖化を 50% の確率で 1.5°C に抑えるための限度として示された二酸化炭素の累積総排出量 5000 億トンを大きく上回ってしまいます。つまり、科学的な観点から見れば、新規建設(リプレース)の余地はなく、既存の化石燃料インフラであっても耐用期間の終了を待たずに廃止する必要があります。</p> <p>また、本計画について、電力の安定供給と発電コスト低減に貢献することが期待されるとしていますが、世界情勢の変化により LNG を含めた化石燃料の価格が大幅に変動する可能性や、今後、カーボンプライシングが導入されることを鑑みたとき、LNG 火力が発電コストの低減に貢献できるかは疑問です。</p> <p>今年の長期脱炭素電源オーケションでは落札電源となり、20 年間に渡って多額の費用が支払われる分、発電コストの低減にはつながるかもしれません、そもそも原資は結局小売り事業者の賦課金があてられるのであって、最終的にはそれが電力料金に上乗せされるなどして国民負担が増えることも明白です。</p> <p>すでに太陽光発電や風力発電の発電コストが火力発電よりも安くなる中、日本のエネルギー安全保障面から見ても、新設の LNG 火力発電には多くの不安要素があります。2050 年ネットゼロ目標に向け、化石燃料からの脱却を加速させるべく、本計画の廃止および太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの拡大についての検討を求めます。</p> <p>(新潟県外・法人その他の団体)</p>	

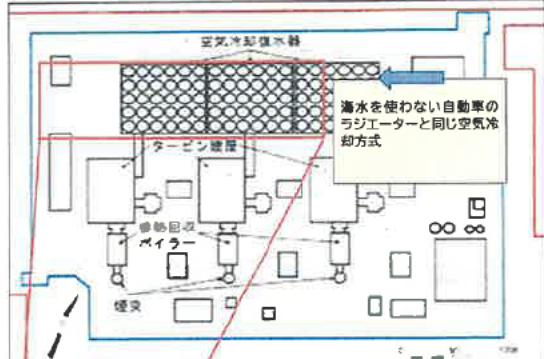
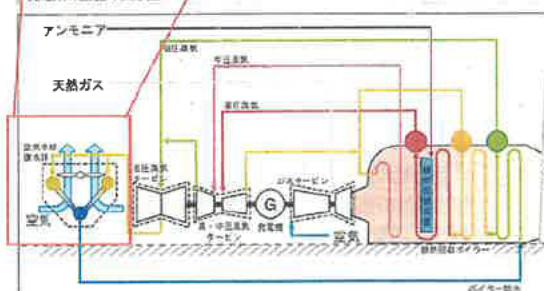
No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>温室効果ガスの影響評価においては、地球温暖化を 1.5℃に抑えるためのカーボンバジェットを考慮すべき</p> <p>方法書の環境影響評価項目に入っている施設稼働による温室効果ガスの排出について、将来的にカーボンニュートラル燃料を導入することでさらに二酸化炭素排出を削減する計画については具体的に示されていません。また、「カーボンニュートラルチャレンジ 2050」における東新潟火力発電所の位置づけも示されていません。本計画による温室効果ガス排出の影響を評価する際には、従来型に比べて 3 割程度削減できると見込むだけでなく、地球温暖化を 1.5℃に抑えるための残余カーボンバジェット（許される残余の炭素排出量）を考慮すべきです。</p> <p>IPCC 第 6 次評価報告書（第 1 作業部会）は残余カーボンバジェットについて、地球温暖化を 50% の確率で 1.5℃に抑える場合は 5000 億トン、67% の確率で 1.5℃に抑える場合は 4000 億トンと示しています。さらに同報告書は、すでに地球規模で大気中の二酸化炭素濃度が高くなっています、そこに追加的な二酸化炭素排出が 1 トン増えるたびに気候変動がさらに進行し、悪影響を増加させると評価しています。この 1.5℃目標の達成のためには、2050 年にカーボンニュートラルを実現するだけでは不十分です。残余カーボンバジェットの範囲内でいかに早く排出量を削減できるかが重要であることを踏まえれば、既存の火力の出力抑制策や早期廃止も含めた二酸化炭素排出削減手段を示すべきです。</p> <p style="text-align: right;">（新潟県外・法人その他の団体）</p>	<p>本事業は、経年化が進展した従来型火力発電設備である 1,2 号機について、既存インフラを有効活用して、高効率の最新鋭ガスコンバインド火力発電設備にリプレースするものであり、本リプレースにより、発電効率向上による二酸化炭素排出量の削減や、当社のカーボンニュートラルに向けたアプローチの柱の一つである「火力電源の脱炭素化」を実現するための電源としての活用を見込むものです。</p> <p>また、当社は、安定供給を守る地域の電力供給事業者として、脱炭素社会が実現した状況下においても、火力発電は、需給運用面において、電力需要に対応する供給力としてだけでなく、昼夜間・季節間での需要変動、風力や太陽光発電の導入拡大に伴う周波数変動などに対する調整力、電力系統の安定維持に必要な慣性力として、一定程度必要な電源であると考えております。</p> <p>以上を踏まえ、本リプレース計画は、ガス火力として運転開始後、将来的にカーボンニュートラル燃料（水素もしくはアンモニア）を混焼・専焼可能な発電設備に改造することを見据え、脱炭素社会においても引き続き活用する設備としていくための検討を進めてまいります。</p> <p>加えて、本リプレース計画のみならず、「火力電源の脱炭素化」を推進するとともに、「再生可能エネルギーと原子力発電の最大限活用」と「電化とスマート社会実現」により、当社グループ全体で二酸化炭素の排出削減を加速化させてまいります。</p>
4	<p>水素やアンモニアを「カーボンニュートラル燃料」とすることについて、慎重な評価が必要</p> <p>貴社は、「火力の脱炭素化に向けては、当社として火力電源におけるカーボンニュートラル燃料（水素、アンモニア）の利用に係わる実証や研究を進めており、リプレース後の発電設備においては、将来的にカーボンニュートラル燃料を導入する場合に必要となる設備対策や、それに伴うサプライチェーン構築などの調達面の課題について、検討を進めている」としていますが、発電における水素・アンモニアの利用は、気候変動対策の面でも発電コストの面でも望ましくありません。</p> <p>現状、入手可能な水素、アンモニアのいずれもそのほとんどは、化石燃料から生成する「グレー水素（アンモニア）」であり、製造時や輸送時の排出量まで含めて考慮すれば、地球温暖化対策として有効に機能するとは言えません。燃料水素・アンモニアがどのように作られたのかまで含めた、ライフサイクル全体での二酸化炭素排出量を踏まえた削減量を定量的に評価できなければなりません。現時点では、大規模火力発電所で水素・アンモニアを燃料として使用するための技術はまだ発展途上にあり、その需要を賄える量の燃料供給の目途も立っていません。配慮書への経済産業大臣意見にも、「水素やアンモニア等の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことのみに着目せず、燃料の製造や輸送等も含む事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガスの排出量を適切に削減していくこと」と指摘されているように、水素・アンモニア燃料のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量を含めた評価を求めます。</p> <p style="text-align: right;">（新潟県外・法人その他の団体）</p>	<p>水素・アンモニアといったカーボンニュートラル燃料については、至近 2023 年 6 月に取りまとめられた水素基本戦略において、国際基準と整合した製造にかかる具体的な二酸化炭素排出量の基準が示されており、その算定範囲についても我が国の地理的条件を考慮し国外からの輸送等を含めたサプライチェーン全体を考慮する必要性について言及されてい ると認識しております。</p> <p>当社としてもサプライチェーンを含むライフサイクル全体での二酸化炭素排出量を考慮しつつ、発電コストも勘案し、カーボンニュートラル燃料（水素もしくはアンモニア）を導入するための検討を進め、温室効果ガスの適切な排出量削減に貢献していきたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>調整力としての火力発電設備の必要量は少ない。再生可能エネルギーによる安定供給は可能であり、火力発電設備の新規建設よりも再生可能エネルギーを中心とした電力システムへの投資を進めるべき。</p> <p>配慮書段階で提出した、発電における水素・アンモニアの利用は望ましくないとする意見に対する貴社の見解として、安定供給や再生可能エネルギーの調整力確保のために、カーボンニュートラル燃料を利用した火力電源が一定程度必要であると述べられています。しかし、再生可能エネルギーを中心とした安定供給は可能であり、調整力は既存の火力発電設備で十分にその必要量に対応することができるを見込んでいることから、新たな火力発電設備の建設には慎重であるべきです。</p> <p>現在、国際的には、供給力は大規模火力から、風力・太陽光を主とする再エネの導入拡大と柔軟性の組み合わせへとシフトしています。日本でも安定供給力＝大規模火力という認識を早急に改めるべきです。</p> <p>柔軟性としては、送配電網の拡大、ディマンドレスポンス、揚水、蓄電池など多様な手段があり、それらの深化が急がれます。温室効果ガス排出を何十年にもわたってロックインさせ、燃料を輸入に依存し続ける火力発電を調整力と位置づけて新たに建設することは、社会全体の便益になりません。既存のガス火力発電設備を再生可能エネルギーの拡大までのつなぎ役として利用することは選択肢となり得ますが、2030年以降に運転開始する本計画は座礁資産化するリスクが高くなります。さらに、LNG を含めた化石燃料の価格が大幅に変動する可能性や、今後のカーボンプライシング導入を考えれば、電力の供給価格も大きな影響を受けると予想されます。日本のエネルギーの安定供給、安全保障面から見ても、LNG 火力発電の新設には不安要素が多いのが現状です。</p> <p>COP28 で再生可能エネルギーへの移行が強く打ち出されたことも踏まえ、LNG 火力のリプレースではなく、再生可能エネルギー拡大に向けた投資を進めるべきです。 (新潟県外・法人その他の団体)</p>	<p>電力系統の調整力確保を行うために、蓄電池等の種々の手段があることは認識しておりますが、現時点においては、コストや貯蔵できる電力量の制約等の課題があるため、多様な電源で調整力を確保することが安定供給の観点で望ましいと考えられます。</p> <p>2023 年度より開始された長期脱炭素電源オークション制度においても、将来的に脱炭素燃料に転換する LNG 専焼火力が募集対象とされております。これは、今後予想される老朽火力の廃止により、短期での供給力や電力系統の調整力が不足し、安定供給に支障を来たすことが予想されることから、比較的早期の運転開始が見込まれ、かつ二酸化炭素排出量が少ない LNG 火力の新設によって将来に亘り安定的な供給力や再生可能エネルギー導入に必要な調整力を確保することを期待するものです。</p> <p>リプレース後の 6,7 号機については、ガス火力として運転開始後、カーボンニュートラル燃料(水素もしくはアンモニア)を混焼・専焼可能な発電設備に改造することを見据え、プラントメーカーの技術開発状況や当社新潟火力発電所における水素混焼の実証等の結果を踏まえながら調査・検討を進めていくこととしております。</p> <p>今後も引き続き、「カーボンニュートラルチャレンジ 2050」の下、取り組みの柱として掲げる「再生可能エネルギーと原子力発電の最大限活用」、「火力電源の脱炭素化」、「電化とスマート社会実現」における具体的取り組みの推進により、我が国としての二酸化炭素排出量の削減に貢献してまいります。</p>
6	<p>火力発電設備の新規建設は G7 合意など国際合意と整合しない</p> <p>IEA が 2021 年 5 月に発表した「Net Zero by 2050」では、1.5℃目標に関するシナリオとして天然ガスについて「2030 年までに発電量をピークとし、2040 年までに 90% 低下させる」ことが示されています。</p> <p>また、2023 年に日本が議長として開催した G7 広島サミットでは、「2035 年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図ること、「遅くとも 2050 年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書(コミュニケ)が合意されました。</p> <p>本計画は、従来型に比べ 3 割程度の二酸化炭素排出の削減を見込んでいますが、LNG 火力である以上、再生可能エネルギー発電設備を採用する場合や、リプレースを行わず廃止する場合と比べ、膨大な量の二酸化炭素を 2030 年以降も排出し続けることになります。LNG 火力の排出係数はガスコンバインドサイクルが 0.32~0.36kg-CO₂/kWh 程度であり、これは IEA が上記の報告書で示した 1.5℃シナリオで求める 2030 年の排出係数 0.138kg-CO₂/kWh と比べ約 2.5 倍に相当します。2031 年 3 月に 6 号機、2036 年 3 月に 7 号機を稼働させる予定の本計画が、以上のような国際的な合意やシナリオに整合しているとは言えません。 (新潟県外・法人その他の団体)</p>	<p>本事業は、経年化が進展した従来型火力発電設備である 1,2 号機について、既存インフラを有効活用して、高効率の最新鋭ガスコンバインド火力発電設備にリプレースするものであり、本リプレースにより、発電効率向上による CO₂ 排出量の削減や、当社のカーボンニュートラルに向けたアプローチの柱の一つである「火力電源の脱炭素化」を実現するための電源としての活用を見込むものです。</p> <p>リプレース後の 6,7 号機については、ガス火力として運転開始後、将来的にカーボンニュートラル燃料(水素もしくはアンモニア)を混焼・専焼可能な発電設備に改造することを見据え、脱炭素社会においても引き続き活用する設備としていくための検討を進めてまいります。</p> <p>加えて、「カーボンニュートラルチャレンジ 2050」の下、本リプレース計画のみならず、「火力電源の脱炭素化」を推進するとともに、「再生可能エネルギーと原子力発電の最大限活用」と「電化とスマート社会実現」により、当社グループ全体で二酸化炭素の排出削減を加速化させてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>LNG インフラの温室効果ガス排出について</p> <p>LNG 火力は、石炭火力と比べれば燃焼時の二酸化炭素排出量が少ないためにカーボンニュートラルへの「つなぎ役」としての位置づけが正当化されがちですが、上流まで含む LNG のインフラ開発・運営においてはさまざまな問題が指摘されており、インフラからの温室効果ガス漏出もそのひとつです。LNG インフラからの温室効果ガス漏出量を考慮すると LNG は石炭に匹敵するとの研究結果が明らかになって います。天然ガスの主成分はメタンであり、二酸化炭素の 28 ~ 34 倍もの温室効果があります。2023 年 7 月に Environmental Research Letters 誌に掲載された論文(注)によると、天然ガスの井戸、生産施設、パイプラインなどから少量のメタンが漏出するだけでも石炭と同程度の排出量になる可能性があります。メタン漏れの量とそれが気候変動に及ぼす影響の大きさは世界的に軽視されていますが、メタン漏れを完全に予防することは困難であり、ガス火力発電所が温暖化対策に貢献するとは言えません。</p> <p>また、世界各地ではメタン漏出だけでなく、ガス採掘、パイプラインの敷設による環境破壊や人権侵害が大きな問題となっています。2030 年以降に LNG 火力発電所の運転を開始する発電所をいまから建設するなどもっての外です。配慮書へのメタン漏れを懸念する意見に対し、新設設備の建設や運用にあたって、極力、天然ガスが漏洩しないよう努める回答されていますが、ガスインフラ全てのプロセスにおけるメタン漏れを完全に予防することは困難です。よって、従来型よりわずかに排出削減効果があるという理由のみでリプレースとする本計画を中止し、1・2 号機を廃止とするべきです。</p> <p>※Deborah Gordon et al [2023], “Evaluating net life-cycle greenhouse gas emissions intensities from gas and coal at varying methane leakage rates,” Environmental Research Letters, 18 (8).</p> <p>(新潟県外・法人その他の団体)</p>	<p>天然ガスを燃料としたガスタービンコンバインドサイクル発電については、電力中央研究所が 2016 年 7 月に公表している報告書^{*1}において、発電のための天然ガスの燃焼に伴う二酸化炭素排出原単位が 0.341kg-CO₂/kWh と示され、また、天然ガスを採掘する際に漏洩するメタン排出量に伴う二酸化炭素排出原単位を 0.006kg-CO₂/kWh^{*2}と試算しており、天然ガスの燃焼に伴う二酸化炭素排出原単位よりもかなり低いと考えられます。</p> <p>しかしながら、メタンは二酸化炭素の 28~34 倍の温室効果があることから、当社としては新設設備の建設や運用にあたっては、極力、燃料である天然ガスが漏洩しないように努めてまいります。</p> <p>※1 日本における発電技術のライフサイクル CO₂ 排出量総合評価 平成 28 年 7 月 電力中央研究所 ※2 メタン排出量 1g は二酸化炭素排出量 25g に相当することからこの係数により二酸化炭素排出原単位に換算した後の値を示す</p> <p>また、2023 年度より開始された長期脱炭素電源オーバークション制度においても、将来的に脱炭素燃料に転換する LNG 専焼火力が募集対象とされております。これは、今後予想される老朽火力の廃止により、短期での供給力や電力系統の調整力が不足し、安定供給に支障を来たすことが予想されることから、比較的早期の運転開始が見込まれ、かつ二酸化炭素排出量が少ない LNG 火力の新設によって将来に亘り安定的な供給力や再生可能エネルギー導入に必要な調整力を確保することを期待するものです。</p> <p>リプレース後の 6,7 号機については、ガス火力として運転開始後、カーボンニュートラル燃料(水素もしくはアンモニア)を混焼・専焼可能な発電設備に改造することを見据え、プラントメーカーの技術開発状況や当社新潟火力発電所における水素混焼の実証等の結果を踏まえながら調査・検討を進めていくこととしております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	御意見の内容及びその理由	
8	<p>こんな異様の入った意見書ひな型は有り難いが迷惑です。</p> <p>お問い合わせの件とするか何もないまうが以下のように書きやすい、そしてアセス文書の文字をコピーできないよう制限している心の狭さは東北電力の貢献を象徴しているように感じましたまた東北電力社員も所内の海外の脱炭素動向をマスクで自社の運営を感じていることでしょう</p> <p>では下記に冷却方法と海洋生物環境破壊について述べる</p> <p>年々深刻さを増す気候変動による災害と環境の悪化の中で聖籠町の東新潟火力発電所に更新計画があることを知りました。</p> <p>火力発電所が排出する CO₂による大気中 CO₂濃度を上昇によって、気温のみならず海水温度も上がって国民の大切な漁業資源に大きなダメージが持たされているという観点から自然エネルギー電力への方針転換が必要ですが、東北電力圏内には風がよく吹く東北の日本海という風力資源があるのも関わらず、三菱商事など電力以外の企業を中心としたコンソーシアムに適地を独占されている状況は会社経営方針が遅れていることであるのでとても恥ずかしいことです。</p> <p>自然エネルギー電力への転換に遅れているだけでなく恥ずかしいもう1つのことがらをいかに述べたい。</p> <p>それは</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火力発電所からの海への温排水排出をゼロにできる、できることをしていない ②海水に次亜塩素酸ソーダという消毒・漂白剤注入を止めることが必要で可能であるが実施していない <p>いま多くの発電所で自動車のラジエーター式の空冷の復水器や冷却塔式を採用する事業者は増えています。東京ガスの千葉袖ヶ浦天然ガス火力 65万kW 3基もその例で図のように海水冷却から空気冷却に変え海への温排水排出をゼロにしたのです。</p> <p>次に次亜塩素酸ソーダを主水路の海水に注入を止めました。その経過は漁協が漁獲量の低下は気候変動による海水温度上昇に加え、温排水が与える影響、さらには次亜塩素酸ソーダによる海洋生物の卵、幼生、プランクトンの死亡による減少として</p> <p>ともかく、海に悪いものは行わないよう要請したことによります。</p> <p>海で暮らす国民が生活に苦しんでいることを知りつつ、貴社は見てみないふりをし、海水に毒を流して平然としている。東北電力の経営者の頭の中は原発事故を起こした東電の経営陣の勝俣恒久、清水正孝、武黒一郎、武藤栄元、小森明生元と同じ無責任な心の持ち主と思えることから東北電力は他山之石として反省し海洋生物の保護から漁民の生活を守るべきである。</p>	<p>意見書の様式については一例としてご用意しましたが、それ以外の様式で提出された意見書についても受け付けております。また、環境影響評価方法書は、当社・自治体庁舎での縦覧や当社ホームページでの公表に加え、ご連絡頂ければ貸出も実施しております、その際、法令に基づいてコピーや複製頂くことは問題ありません。</p> <p>東新潟火力発電所では海生生物等の環境モニタリングを実施しており、これまで発電所の冷却水による大きな変化は認められておりません。</p> <p>また、本計画は、従来型火力発電設備である 1,2 号機を同程度の出力の高効率コンバインドサイクル発電設備 2 基にリプレースするものであり、取放水設備等を有効活用することで工事の環境負荷を低減することとしております。また、冷却水量についても 1,2 号機の合計 47.8m³/s を 6,7 号機の合計約 30m³/s と約 4 割低減する計画としており、周辺海域の海生生物への影響を低減できると考えております。</p> <p>取放水設備には冷却水の取水に伴い貝類等の海生生物が付着し、これらの除去により産業廃棄物が発生しています。</p> <p>本計画は、発生する産業廃棄物を低減するため、海水電解装置で発生させた次亜塩素酸ソーダを冷却水へ注入するもので、他の火力発電所でも実績のある一般的な海生生物付着防止方法です。</p> <p>これは、海水に直接薬品を注入するのではなく、取水した海水を電気分解にて発生させた次亜塩素酸ソーダを注入するものであり、次亜塩素酸ソーダは海水中の成分と反応し消費されるため濃度が減少していきます。</p> <p>海水電解装置の導入にあたっては、地域の皆さまのご理解のもと進めたいと考えております。周辺海域の海生生物へ影響を及ぼさないよう放水口にて残留塩素が検出されない注入量などを検討してまいります。</p>

(次項に続く)

No.	意見の概要	事業者の見解
①	 <p>発電所の設備の概全図</p>  <p>(新潟県外・個人)</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解																																													
9	<p>画像も説明上有効なので削除しないようお願いします。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>出力</th> <th>現状</th> <th>予定</th> <th>規制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力</td> <td>MW</td> <td>60万 200</td> <td>60万 200</td> <td>121万 200</td> </tr> <tr> <td>燃焼の方法</td> <td>方式</td> <td>燃焼と同じ</td> <td>燃焼と同じ</td> <td>燃焼</td> </tr> <tr> <td>燃素酸化物</td> <td>ppm</td> <td>46</td> <td>19</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>煙突の高さ</td> <td>m</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>MWh</td> <td>19.5</td> <td>28.2</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>燃費の標準値</td> <td>kg/MWh</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>燃入の方法</td> <td>方式</td> <td>燃焼</td> <td>燃焼</td> <td>燃焼</td> </tr> <tr> <td>燃入の規制</td> <td>ppm</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>この説明書を見ると煙突高さは 59m とのこと通常 80m なのにおまりに低いことで日本海特有の松原が枯れることが予測できる。</p> <p>松島周辺の赤松が枯れ死しているのも東北電力の松島湾に建設したガス火力の排気ガスが原因と思う 59m という数字には東北電力の現経営陣の環境姿勢がよく表れていると感じる。</p> <p>そもそも日本の脱炭素政策が遅れているなかで、工事開始時期:2027 年 10 月(予定) 運転開始時期:6 号機 2031 年 3 月(予定), 7 号機 2036 年 3 月(予定)という工程で運転を始めれば 2030 年菅政権の約束の CO₂ 排出量の半減, 2050 年カーボンニュートラルの約束は反故になることになります。</p> <p>電力と製鉄、運送は CO₂ 発生量の多い部門、これらの部門の動向が日本の評価と地球環境を左右すると言っても過言ではないと思います。子々孫々のために再エネへの投資に資金を投じることを願います。</p> <p>(新潟県外・個人)</p>	機種	出力	現状	予定	規制	出力	MW	60万 200	60万 200	121万 200	燃焼の方法	方式	燃焼と同じ	燃焼と同じ	燃焼	燃素酸化物	ppm	46	19	13.5	煙突の高さ	m	59	59	59	燃料の種類	MWh	19.5	28.2	25.0	燃費の標準値	kg/MWh	7.3	7.3	7.3	燃入の方法	方式	燃焼	燃焼	燃焼	燃入の規制	ppm	無	無	無	<p>東北地方の日本海側や宮城県の松島等で発生している松枯れは、行政等の調査により松くい虫被害であることが明らかになっています。これは、マツノマダラカミキリに寄生するマツノザイセンチュウが松樹木内において樹木の水を吸い上げる能力を阻害することで松を枯死させる現象のことであり、宮城県内では昭和 50 年頃から確認されています。</p> <p>リプレース後の 6,7 号機については、天然ガスを燃料としているため煙突からの硫黄酸化物やばいじんの排出ではなく、排出する窒素酸化物についても排煙脱硝装置等により 5ppm に低減する計画としております。また、59m の高さにおいても窒素酸化物を含む排ガスは煙突から排出された後、大気中を拡散し、植物に影響を及ぼさないような十分に低い濃度になると考えております。</p> <p>本事業は、経年化が進展した従来型火力発電設備である 1,2 号機について、既存インフラを有効活用して、高効率の最新鋭ガスコンバインド火力発電設備にリプレースするものであり、本リプレースにより、発電効率向上による CO₂ 排出量の削減や、当社のカーボンニュートラルに向けたアプローチの柱の一つである「火力電源の脱炭素化」を実現するための電源としての活用を見込むものです。</p> <p>リプレース後の 6,7 号機については、ガス火力として運転開始後、将来的にカーボンニュートラル燃料(水素もしくはアンモニア)を混焼・専焼可能な発電設備に改造することを見据え、脱炭素社会においても引き続き活用する設備としていくための検討を進めています。</p> <p>加えて、「カーボンニュートラルチャレンジ 2050」の下、本リプレース計画のみならず、「火力電源の脱炭素化」を推進するとともに、「再生可能エネルギーと原子力発電の最大限活用」と「電化とスマート社会実現」により、当社グループ全体で二酸化炭素の排出削減を加速化させてまいります。</p>
機種	出力	現状	予定	規制																																											
出力	MW	60万 200	60万 200	121万 200																																											
燃焼の方法	方式	燃焼と同じ	燃焼と同じ	燃焼																																											
燃素酸化物	ppm	46	19	13.5																																											
煙突の高さ	m	59	59	59																																											
燃料の種類	MWh	19.5	28.2	25.0																																											
燃費の標準値	kg/MWh	7.3	7.3	7.3																																											
燃入の方法	方式	燃焼	燃焼	燃焼																																											
燃入の規制	ppm	無	無	無																																											

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「東新潟火力発電所一・二号機リプレース計画 環境影響評価方法書」の作成及び説明会の開催について次のとおり公告いたします。

1101-14年9月15日

東北電力株式会社

直轄社長 社長執行役員 橋口 康二郎

- 一、事業者の名前、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名前 東北電力株式会社
代表者 代表取締役社長 橋口 康二郎
所在地 新潟県新潟市西区本町一丁目七番一号
- 二、事業事業の名前、開設及び運営
名前 東新潟火力発電所一・二号機リプレース計画
種類 火力発電所(天然ガス及び石油による
コンバインサイクル発電方式)
規模 約百三十万キロワット
- 三、計画事業が実施されるべき区域
新潟県北陸風能開発事業 丁目一番地一五五号
- 四、計画事業に係る環境影響を受ける区域であると認められる地域の範囲
新潟市、新潟田市、胎穂町
- 五、方法選定及び取扱いの権限の場所、期間及び範囲
環境課
新潟市北区役所(新潟市北区東栄町一丁目一番一四号)
新潟田市役所(新潟田市中央町二丁目一番三号)
胎穂町役場(胎穂町大字胎穂山一六三五番地)
東北電力株式会社新潟支店(新潟市中央区上大川通五番
町八番地)
東北電力株式会社新潟田支店(新潟田市新栄町三丁目一
番三四号)
東北電力株式会社東新潟火力発電所(東新潟火力発電所
一丁目一番地一五五号)
- 【審査期間】
1101-14年5月15日(火)から1101-14年6月18日(金)まで
※社説会開催では審査期間を1ヶ月も1101-14年6月18日(金)まで延長になります。
(土曜日・日曜日を除く、東新潟火力発電所は土曜日・日曜日も可)
- 【審査時間】
午前九時から午後五時まで
(新潟田役場は午前八時三十分から午後五時十五分まで、
新潟田支店は午前九時から午後四時まで)
- 【電子掲示】
東北電力株式会社ホームページ
(<http://www.tohoku-epc.co.jp/>)
会員登録者の方へメールアドレスからご案内いたします。
- 六、意見書の提出
「環境影響評価方法書」について、環境の保全の観点から
の意見をお持ちの方は、環境課に提出して下さい。または書面にて説明によりお
寄せください。
- 七、意見書の提出場所
 - ・氏名及び住所(法人や団体の場合は、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ・意見書の提出の結果である方出席の意思
 - ・方法選定についての環境の保全の見地からの意見(日本語
により、意見の要旨を含めて記載してください)。
- 八、意見書の提出期限
1101-14年6月18日(金)まで(当日押印有り)
- 九、意見書の提出先
〒990-8550 新潟市西区本町一丁目七番一号
東北電力株式会社 経営企画部 大力課(火力発電)
- 十、説明会を開催する日時及び場所
日 時 1101-14年5月21日(木)午後六時三十分
から午後八時三十分まで
場 所 新潟市西区本町一丁目七番一号
大字胎穂山一六三五番地
- 【会場に寄せ先】
東北電力株式会社 経営企画部 大力課(火力発電)
〒990-8550 新潟市西区本町一丁目七番一号
(会場時間: 平日午前九時から午後五時)

日刊新聞紙に掲載した公告内容

○2024年5月15日(水)掲載
・新潟日報(朝刊 23面)

関係地域の広報誌に掲載されたお知らせの内容

○聖籠町広報誌「広報せいろう 2024年5月お知らせ号」

東北電力(株) 東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画環境影響評価方法書の縦覧・説明会

【縦覧期間】 6月14日(金)
まで(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

【縦覧場所】 役場1階 供覧場所

【意見書の提出】
環境保全の見地から意見がある場合は、意見書を縦覧場所にある意見箱へ入れるか、
6月28日(金)まで郵送(消印有効)で東北電力(株)発電力ナンバーワンパワープラント火力部火力環境グループ(宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号)へ提出してください。意見書は縦覧場所にあります。

なお、東北電力(株)東新潟火力発電所(午前9時～午後5時)、同新潟支店(平日の午前9時～午後5時)、同新発田営業所(平日の午前9時～午後4時)でも縦覧しております。
6月28日(金)まで閲覧できます。

【住民説明会】

○5月23日(木) 午後6時30分～午後8時30分

■聖籠町民会館 小ホール

○東北電力(株) 発電力ナンバーワンパワープラント火力環境グループ

☎ 070-8796-6905

○新発田市広報誌「広報しばた 2024年5月15日号」

東北電力株発電力ナンバーワンパワープラント火力部火力環境グループ(五) 計画の環境影響評価方法書の縦覧・説明会

【縦覧】 縦覧期間：6月14日(金)まで。
午後5時
【縦覧場所】環境衛生課(ヨリネスしばた1階)

【他】 環境保全の見地から意見がある場合は、意見書を縦覧場所にある意見箱へ入れるか、6月28日(金)まで郵送(消印有効)で東北電力(株)発電力ナンバーワンパワープラント火力部火力環境グループ(宮城県仙台市青葉区本町1番1号)へ提出してください。意見書は縦覧場所にあります。なお、6月28日(金)まで東北電力(株)東新潟火力発電所(午前9時～午後5時)、同新潟支店(平日の午前9時～午後5時)、同新発田営業所(平日の午前9時～午後4時)でも縦覧できます。

【説明会】

時 時 5月23日(木)午後6時30分～8時30分

所 聖籠町公民館(聖籠町諏訪山)

新潟県ホームページ掲載内容

○新潟県ウェブサイト

新潟県 **NIIGATA PREFECTURE**

防災情報 分野別 目的別 組織別 現在の新潟 サイト内検索 Google 検索 > 詳細検索 検索

現在地：トップページ > 新潟環境ポータルサイト「環境にいがた」 > 東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る環境影響評価手続き経緯
足跡 環境影響評価について > 環境影響評価事例 > 東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る環境影響評価手続き経緯

新潟県環境ポータルサイト「環境にいがた」

環境にいがた

人と自然が共生するくらし 生活環境の保全 地球環境問題 市民参加・協働 資源を大切にする循環型の地域社会 環境保全の共通基盤の整備・その他 データベース・環境法令

- 環境監視連絡
- 新潟県の環境（環境白書）
- にいがた環境自然マップ
- レッドデータブック・リスト
- 危機関係統計
- 環境関連法令／条例
- 環境関係計画／方針／要綱／要領

環境協議会

- 環境協議会名簿
- 環境協議会議事録

事業者等支援・名簿

組織・連絡先

- 環境政策課
- 環境対策課
- 資源循環推進課
- 新潟環境センター紫雲寺まえづくりの里
- 佐渡トキ保護センター
- 新潟県保健環境科学研究所
- 地域振興課

見つからないときは

東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る環境影響評価手続き経緯

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号：0623083 更新日：2024年5月15日更新

事業概要

事業の名称	東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画
事業者	東北電力株式会社
事業の種類	火力発電所の設置
事業の規模	約130万kW
事業計画区域	新潟県聖籠町

配慮書手続き

配慮書送付	令和5年11月14日(火)
公告	令和5年11月15日(水) 権利期間・締切時間 令和5年11月15日(水)～12月15日(金) ※土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで 東北電力株式会社 東新潟火力発電所では、土、日、祝日も対応可 聖籠町役場の締切時間は午前8時30分から午後5時15分まで 東北電力株式会社 新発田営業所の締切時間は午前9時から午後4時まで 締切場所 □新潟市北区役所（1階 区民生活課） □新発田市役所（1階 環境衛生課） □聖籠町役場（1階 供託場所） □東北電力株式会社 東新潟火力発電所（守衛所、聖籠町東港1-1-155） □東北電力株式会社 新潟支店（1階 供託場所、新潟市中央区上大川前通5-84） □東北電力株式会社 新発田営業所（1階 供託場所、新発田市新栄町3-1-34）
配慮書ウェブサイト	計画段階連絡配慮書の公表・意見募集の公告について 東北電力 (tohoku-epco.co.jp) <外部リンク>
審査会の審査	令和6年1月15日(月)
知事意見	令和6年1月15日(月)

知事意見

新潟県のデジタル改革																	
<p>新潟県 説明会 ポータルサイト</p> <p>新潟の最新情報をLINEでチェック まるっと新潟ちゃんねる</p> <p>新潟県公式アプリ 新潟県防災ナビ</p>	<h3>方法書手続き</h3> <table border="1"> <tr> <td>方法書送付</td> <td>令和6年5月14日(火)</td> </tr> <tr> <td>公告・掲示</td> <td> 公告日 令和6年5月15日(水) 継続期間・掲示時間 令和6年5月15日(水)～6月14日(金) 東北電力株式会社 東新潟火力発電所、新潟支店、新発田営業所においては、 6月28日(金)まで 土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで 東北電力株式会社 東新潟火力発電所では、土曜日、日曜日も継続可 聖籠町役場の掲示時間は午前8時30分から午後5時15分まで 東北電力株式会社 新発田営業所の掲示時間は午前9時から午後4時まで 掲示場所 <input type="checkbox"/> 新潟市北区役所（1階 区民生活課） <input type="checkbox"/> 新発田市役所（1階 環境衛生課） <input type="checkbox"/> 聖籠町役場（1階 併設場所） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 東新潟火力発電所（守衛所、聖籠町東港1-1-155） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 新潟支店（1階 併設場所、新潟市中央区上大川前通5-84） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 新発田営業所（1階 併設場所、新発田市新栄町3-1-34） </td> </tr> <tr> <td>方法書説明会</td> <td> 聖籠町公民館小ホール（聖籠町大字頭訪山1280） 令和6年5月23日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで </td> </tr> <tr> <td>方法書ウェブサイト</td> <td>機関説明会の公表・意見聴取・説明会の公表について <外部リンク></td> </tr> <tr> <td>意見の概要送付</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>審査会の答申</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>知事意見</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	方法書送付	令和6年5月14日(火)	公告・掲示	公告日 令和6年5月15日(水) 継続期間・掲示時間 令和6年5月15日(水)～6月14日(金) 東北電力株式会社 東新潟火力発電所、新潟支店、新発田営業所においては、 6月28日(金)まで 土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで 東北電力株式会社 東新潟火力発電所では、土曜日、日曜日も継続可 聖籠町役場の掲示時間は午前8時30分から午後5時15分まで 東北電力株式会社 新発田営業所の掲示時間は午前9時から午後4時まで 掲示場所 <input type="checkbox"/> 新潟市北区役所（1階 区民生活課） <input type="checkbox"/> 新発田市役所（1階 環境衛生課） <input type="checkbox"/> 聖籠町役場（1階 併設場所） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 東新潟火力発電所（守衛所、聖籠町東港1-1-155） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 新潟支店（1階 併設場所、新潟市中央区上大川前通5-84） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 新発田営業所（1階 併設場所、新発田市新栄町3-1-34）	方法書説明会	聖籠町公民館小ホール（聖籠町大字頭訪山1280） 令和6年5月23日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで	方法書ウェブサイト	機関説明会の公表・意見聴取・説明会の公表について <外部リンク>	意見の概要送付	年 月 日	審査会の答申	年 月 日	知事意見	年 月 日		
方法書送付	令和6年5月14日(火)																
公告・掲示	公告日 令和6年5月15日(水) 継続期間・掲示時間 令和6年5月15日(水)～6月14日(金) 東北電力株式会社 東新潟火力発電所、新潟支店、新発田営業所においては、 6月28日(金)まで 土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで 東北電力株式会社 東新潟火力発電所では、土曜日、日曜日も継続可 聖籠町役場の掲示時間は午前8時30分から午後5時15分まで 東北電力株式会社 新発田営業所の掲示時間は午前9時から午後4時まで 掲示場所 <input type="checkbox"/> 新潟市北区役所（1階 区民生活課） <input type="checkbox"/> 新発田市役所（1階 環境衛生課） <input type="checkbox"/> 聖籠町役場（1階 併設場所） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 東新潟火力発電所（守衛所、聖籠町東港1-1-155） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 新潟支店（1階 併設場所、新潟市中央区上大川前通5-84） <input type="checkbox"/> 東北電力株式会社 新発田営業所（1階 併設場所、新発田市新栄町3-1-34）																
方法書説明会	聖籠町公民館小ホール（聖籠町大字頭訪山1280） 令和6年5月23日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで																
方法書ウェブサイト	機関説明会の公表・意見聴取・説明会の公表について <外部リンク>																
意見の概要送付	年 月 日																
審査会の答申	年 月 日																
知事意見	年 月 日																
準備書手続き																	
<table border="1"> <tr> <td>準備書送付</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>公告・掲示</td> <td> 公告日 年 月 日 継続期間・掲示時間 年 月 日～ 年 月 日 掲示場所 </td> </tr> <tr> <td>準備書説明会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書ウェブサイト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>意見の概要等送付</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>公聽会開催</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査会の答申</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>知事意見</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	準備書送付	年 月 日	公告・掲示	公告日 年 月 日 継続期間・掲示時間 年 月 日～ 年 月 日 掲示場所	準備書説明会		準備書ウェブサイト		意見の概要等送付	年 月 日	公聽会開催		審査会の答申	年 月 日	知事意見	年 月 日	
準備書送付	年 月 日																
公告・掲示	公告日 年 月 日 継続期間・掲示時間 年 月 日～ 年 月 日 掲示場所																
準備書説明会																	
準備書ウェブサイト																	
意見の概要等送付	年 月 日																
公聽会開催																	
審査会の答申	年 月 日																
知事意見	年 月 日																
評価書手続き																	
<table border="1"> <tr> <td>評価書送付</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>公告・掲示</td> <td> 公告日 年 月 日 継続期間・掲示時間 年 月 日～ 年 月 日 掲示場所 </td> </tr> <tr> <td>工事着手</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事完了</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	評価書送付	年 月 日	公告・掲示	公告日 年 月 日 継続期間・掲示時間 年 月 日～ 年 月 日 掲示場所	工事着手	年 月 日	工事完了	年 月 日									
評価書送付	年 月 日																
公告・掲示	公告日 年 月 日 継続期間・掲示時間 年 月 日～ 年 月 日 掲示場所																
工事着手	年 月 日																
工事完了	年 月 日																

別紙 3 (2)

新潟市ホームページ掲載内容

○新潟市ウェブサイト

The screenshot shows the Niigata City website homepage with a navigation bar for "防災・緊急情報" (Disaster Prevention) and "環境・廃棄物" (Environment and Waste). The main content area displays the "東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画" (East Niigata Thermal Power Plant 1-2 Unit Relocation Project) report. The report's title is at the top, followed by a summary section with tables for project details like name, location, and schedule. Below this is a "環境影響評価方法書" (Environmental Impact Assessment Methodology) section. A sidebar on the right contains links to other environmental reports and city information.

新潟市ホームページ掲載内容

現在のページ トップページ > くらし・手続き > 環境・衛生 > 環境保全 > 環境影響評価 > 東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画

東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画

最終更新日：2024年5月14日

事業概要

表	名称 東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画
事業者 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 通口 康二郎 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	
事業の種類 火力発電所の設置	
事業の規模 65万kW級×2基	
事業実施区域 新潟県北蒲原郡聖籠町東港1丁目1番地155号	

計画段階環境配慮書

表	期間：令和5年11月15日（水曜）から令和5年12月15日（金曜）
総覧 開催日時：令和5年12月27日（水曜） 午後2時から午後2時50分まで 開催場所：市役所本館6階 講堂3 会議要約(PDF:155KB) 審査会資料(ファイル:4,527KB) 会議録(PDF:312KB)	令和6年能登半島地震「被災者支援制度」をまとめています 令和6年能登半島地震に関する情報(6月17日正午現在) 新潟市における災害時の情報発信 シティプロモーションページ「What's NiGATA」 ホームページバナー広告募集(新潟市トップページ)
市長意見 市長意見(PDF:210KB)	新潟市 スキマ時間の楽しみ方 スキマ時間は貴重時間!時間のスキマを活用ください!
配慮書ウェブサイト 事業者のホームページ(外部サイト)	

環境影響評価方法書

表	期間：令和6年5月15日（水曜）から令和6年6月14日（金曜） 新潟市内の総覧場所： 東北電力株式会社 新潟支店（新潟市中央区上大川前通五番町84番地） 北区役所（新潟市北区東栄町1丁目1番14号） 注記：総覧時間等の詳細やその他総覧場所は、下記方法書ウェブサイトをご覧ください。
方法書ウェブサイト 事業者のホームページ(外部サイト)	

別紙 4(1)

当社ホームページ掲載内容

○東北電力株式会社ウェブサイト

The screenshot shows the official website of Tohoku Electric Power Company (東北電力). At the top, there is a navigation bar with links for "個人のお客さま" (Individual Customers), "法人のお客さま" (Business Customers), "IR・会社情報・サステナビリティ" (IR・Company Information・Sustainability), and "発電・エネルギー・DX". The main content area features a large image of a person writing on a document. To the right of the image is a sidebar titled "プレスリリース" (Press Release) with a dropdown menu for "発表年" (Year of Release) showing options from 2024 to 2020, and a link to "これまでのプレスリリース" (Past Press Releases). The main article title is "東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る環境影響評価方法書の届出・公表、説明会について" (Notice of Submission, Public Disclosure, and Public Meeting regarding the Environmental Impact Assessment Method Book for the Replacement of Units 1 and 2 at the Tohoku Thermal Power Plant). The date of the release is "2024年5月14日" (May 14, 2024). The text discusses the replacement of units 1 and 2 with new high-efficiency combined cycle power generation equipment and the environmental impact assessment process. It also lists the locations for public disclosure and the public meeting. A note at the bottom indicates that Adobe Reader is required to view the PDF file.

● 「別紙」 東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画 環境影響評価方法書の概要
● 「参考」 発電所の環境影響評価（環境アセスメント）手続きについて

「プレスリリース本文のPDFファイルはこちら」

東北電力からのお知らせ

環境影響評価方法書の公表・意見聴取・説明会の公告について

2024年5月15日

環境影響評価方法書の公表・意見聴取・説明会の公告について

本日より環境影響評価法に基づき方法書およびこれを要約した書類（以下、「要約書」）を公表いたします。また、方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社宛に所定の様式にて郵送または、総覧場所に備え付けの意見箱へ投函ください。

1. 方法書および要約書の公表

表紙、目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の状況

第4章 計画段階記載事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書に関する事業を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

2. あらまし（参考）

東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画 環境影響評価方法書のあらまし

3. 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、様式にて以下の宛先まで郵送、または総覧場所に備え付けの意見箱へ投函ください。

(1) 意見書の様式

意見書（Word）、意見書（PDF）

(2) 意見書の提出期限

2024年6月28日（金）まで（当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町一町目7番1号

東北電力株式会社 発電カンパニー 火力部（火力環境）宛

4. 公表および意見書の提出期間

2024年5月15日（水）から2024年6月28日（金）まで

5. 説明会

(1) 日 時：2024年5月23日（木）18時30分～20時30分

(2) 場 所：聖籠町公民館 小ホール（新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1280番地）

以上

（お問い合わせ先）東北電力株式会社 発電カンパニー 火力部（火力環境） TEL：070-8796-6905

意見書の様式

「東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画 環境影響評価方法書」
御意見記入用紙

2024年 月 日

$\bar{Y} = \boxed{}\boxed{}\boxed{} - \boxed{}\boxed{}\boxed{}$

御住所

御 氏 名

連絡先

環境影響評価法第8条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

御意見の内容及びその理由

注) ご記入いただきました個人情報につきましては、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。